

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 令和5年3月期決算における 税務上のポイント

～未来を見据えた「成長と分配の好循環」の実現と  
「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて～

**EY Japan税務アラート・ニュースレター**  
過去のアラートは、下記URLからご覧いただけます。  
[https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts)

### エグゼクティブサマリー

今年も3月決算法人の決算期末が近づいてきました。政府が掲げる「成長と分配の好循環」や「コロナ後の新しい社会の開拓」を実現させるためには、研究開発や人的資本などへの投資を強化し、企業の稼ぐ力を中長期的に高めるとともに、その収益を未来への投資や多様なステークホルダーに還元して循環させていくことが必要不可欠とされています。このような観点から、賃上げを積極的に行うとともに、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業への税制上の措置が強化されています。

また、グループ通算制度が始まりました。今までの連結納税制度と異なる取り扱いや、経過措置の有無、そして、グループ通算制度の創設に伴う税制改正により単体納税制度の取り扱いが変更となっている部分もあるため留意が必要です。

本アラートでは、令和5年3月期に適用される税制改正のうち、主要な項目について解説します。

# I. 法人税

## 1. 賃上げ促進税制

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、一人ひとりに対する積極的な賃上げを促すことに加え、大企業にあっては多様なステークホルダーへの配慮を求める内容に改正されています。具体的には、「図表1 賃上げ促進税制の改正後」に示すとおり控除率の上乗せ措置が拡充され、大企業は最大30%、中小企業は最大40%の控除率が適用可能となりました。なお、大企業のうち事業年度末の資本金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合にはマルチステークホルダー方針を自社のホームページに公表し、公表した旨を適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までに経済産業大臣に届け出る必要があるため留意が必要です。

図表1 賃上げ促進税制の改正後

### 大企業

		改正前	改正後
適用要件			
給与等支給額の増加率		新規雇用者の給与等支給額:対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与等支給額:対前年度増加率3%以上
マルチステークホルダーへの配慮 <sup>※1</sup>		—	従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
税額控除		控除率最大20%	控除率最大30%
控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与等支給額	雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	—	+10%:継続雇用者の給与等支給額:対前年度増加率4%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+5%:教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+5%:教育訓練費の対前年度増加率20%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%	当期の法人税額×20%

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出

### 中小企業

		改正前	改正後
適用要件			
給与等支給額の増加率		雇用者全体の給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上	(変更なし)
税額控除		控除率最大25%	控除率最大40%
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額	(変更なし)
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	+10%	+15%:雇用者全体の給与等支給額:対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10%	+10%:教育訓練費の対前年度増加率10%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)

出典:財務省「令和4年度税制改正(案)について」日本租税研究協会の租研会合(令和4年1月14日)における配布資料を基にEY税理士法人で作成

## 2. 租税特別措置の不適用措置

大企業が試験研究費の税額控除など一定の租税特別措置法に規定する税額控除を適用する場合、適用事業年度の所得が前事業年度の所得を超えているにもかかわらず、継続雇用者の給与支給額が増加せず、かつ国内設備投資額がその事業年度の償却費総額の30%を超えないときは、これらの税額控除の適用が受けられない措置が導入されています。この制限の適用を受ける大企業が次のいずれにも該当するときは、継続雇用者給与等支給額の要件が対前年度増加率0.5%以上(令和5年度以降は1.0%以上)に強化されています。

- ① その事業年度末の資本金が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合
- ② 前事業年度の所得の金額がゼロを超える場合、または設立事業年度または合併等事業年度に該当する場合

### 図表2 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

資本金1億円超の大企業について、次の全てに該当する場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除\*)の規定を適用しない(適用期限:令和6年3月31日)

- ① 所得金額が前年度の所得を上回ること
- ② 継続雇用者の給与等支給額が前事業年度以下であること
- ③ 国内設備投資額が当期の減価償却費の3割以下であること

\* 特定税額控除:特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置(研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制)の税額控除

【改正点】下記の要件1から3のいずれにも該当する場合には、上記②の要件を強化する

上記②の要件について、

1. 資本金10億円以上かつ、
2. 従業員数1,000人以上の企業で、
3. 前年度に黒字企業については、

「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%(令和4年度は0.5%)以上増加していないこと」に改正。

出典:経済産業省「令和4年度(2022年度)経済産業関係 税制改正について(令和3年12月)」、[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2022/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf) (2023年2月7日アクセス)を基にEY税理士法人で作成

### 3. 受取配当等の益金不算入から控除する負債利子

その事業年度に支払う負債の利子の額がある場合には、受取配当等の益金不算入制度の計算のうち、関連法人株式等に係る配当等の額については、その負債の利子のうち関連法人株式等に係る部分の金額を控除する必要があります。この負債利子控除について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から関連法人株式等に係る配当等の4%相当額とされています。なお、負債利子が少ない法人もあることから、その事業年度に支払う負債利子の10%相当額を上限とすることとされています。

### 4. 寄附金の損金算入限度額計算に用いる資本金基準

普通法人、協同組合および人格のない社団等(資本または出資を有しないものを除く)の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される限度額を計算する際に用いる「資本金等の額」が、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」に改正されました。

### 5. 貸倒引当金の対象外となる金銭債権

事業年度末の資本金が1億円以下である一定の法人や銀行、保険会社等については貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、繰入限度額以下の金額を損金の額に算入できることとなっています。従来から、貸倒引当金の対象となる個別評価金銭債権および一括評価金銭債権には連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は含まれないものとされていましたが、グループ通算制度の開始に伴い、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、完全支配関係がある法人に対する金銭債権は貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外されました。この規定は、グループ通算制度を適用していない法人にも適用されます。

### 6. 少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度および一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付けの用に供したものが除外されました。ただし、主要な事業として行われるもの除去こととされています。主要な事業として行われるものとは、例えば、企業グループの管理運営を行う親法人やその他グループ内の法人がグループ内の他の法人に対して行う事務機器等の貸付けなどが該当すると考えられています。

## 7. グループ通算制度の改正および初年度対応事項

令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度の適用が開始されました。ここでは、令和4年度の税制改正で手当てされた投資簿価修正に関する改正と、連結納税制度を適用していた事業年度中に連結グループ内の適格合併が行われていた場合の経過措置について取り上げます。

### ① 投資簿価修正の改正

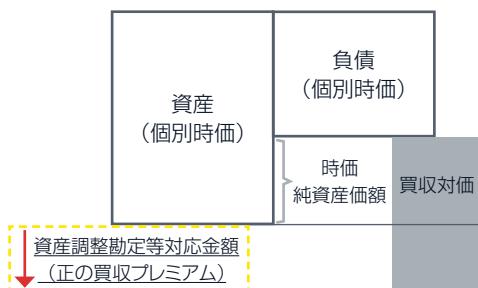
グループ通算制度では、通算法人に通算終了事由が生じた場合に、通算グループを離脱する法人の株式の帳簿価額を離脱法人の税務上の簿価純資産価額に合わせるような投資簿価修正が行われます。通算グループの子法人の中には、いわゆる買収プレミアムを支払って買収した会社もあり、そのような子法人が通算グループを離脱すると買収プレミアム相当の金額が株式の帳簿価額に反映されなくなってしまうという問題がありました。この点について令和4年度の税制改正で手当てがなされ、簿価純資産価額に資産調整勘定等対応金額の合計額を加算することができるようになりました。なお、当該資産調整勘定等対応金額の合計額を加算するためには、離脱法人の株式を有する全ての法人がその通算終了事由が生じたときの属する事業年度の確定申告書等にその計算の明細を記載した書類を添付する必要があるため留意が必要です。また、離脱法人の株式を有するいずれかの法人が、資産調整勘定対応金額の計算の基礎となる書類を保存していることも要件とされています。

図表3 グループ通算制度の見直し 投資簿価修正

離脱時の通算子法人株式の帳簿価額 = 離脱時の簿価純資産価額 + 資産調整勘定等対応金額(買収プレミアム)

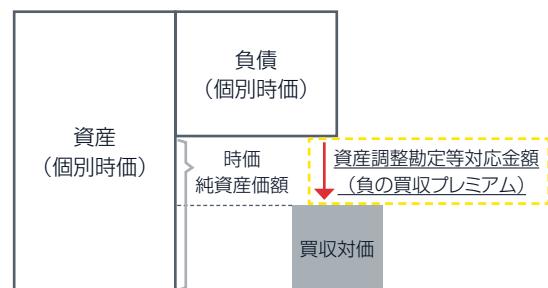
買収対価>時価純資産価額

B/S



時価純資産価額>買収対価

B/S



出典: 経済産業省「令和4年度(2022年度)経済産業関係 税制改正について(令和3年12月)」、[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2022/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf) (2023年2月7日アクセス)を基にEY税理士法人で作成

### ② 連結納税グループ内の適格合併が行われていた場合の経過措置

連結納税制度からグループ通算制度に移行した法人が連結グループ内で適格合併を行っていた場合の被合併法人の株式に係る調整勘定対応金額も上記①の加算措置の対象とすることができます。ただし、この場合には、連結親法人であった法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日までに、「投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していることが要件であるため、3月決算の法人がこの経過措置を適用する場合には、令和5年3月31日までに当該届出書を提出しておく必要があります。

## II. 法人事業税

### 1. 外形対象法人の所得割軽減税率

外形標準課税の適用対象法人の法人事業税および特別法人事業税所得割について、年800万円以下の所得にかかる軽減税率が不適用とされています。

### 2. 法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制

法人税における改正に合わせ、継続雇用者の給与等支給額を3%以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を基礎に一定額を付加価値割額の課税標準から控除する措置が講じられています。

なお、雇用安定控除額との重複を避けるため、控除額は以下の算式により算定されます。

図表4 事業税付加価値割 賃上げ促進税制

#### 税額控除額

$$\text{賃上げ促進税制控除額} = \frac{\text{控除対象雇用者給与等支給増加額}^*}{(\text{労働者派遣を行っている場合は、調整後の額})} \times \left[ \frac{\text{報酬給与額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}} \right]$$

\* 調整雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額-比較雇用者給与等支給額)を超える場合は調整雇用者給与等増加額

出典: 東京都主税局「法人事業税に係る外形標準課税の概要」、[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/info/gaikei-01.html#hog\\_02\\_10](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/info/gaikei-01.html#hog_02_10)(2023年2月7日アクセス)を基に  
EY税理士法人で作成

また、法人税と同様に、資本金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針を自社のホームページに公表し、経済産業大臣に届出を行っていることが必要です。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. [https://www.ey.com/ja\\_jp/connect-with-us/newsletter](https://www.ey.com/ja_jp/connect-with-us/newsletter)を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
Brand, Marketing and Communications  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)